

立憲クラブ NEWS

立憲民主党 北区議会議員 うすい愛子 政策レポート

2022年
#春号
パートナーシップ
スタート!

日本と北区のLGBTQ施策の現状

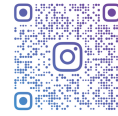
G7で同性婚ができないのは日本だけ。

2019年にはアジアで初めて台湾が同性婚を法制化し、2022年にはチリやスイスも加わります。

日本では2019年に立憲民主党・共産党・社民党の3党で婚姻平等法案が提出されましたが、未だに審議されていません。同性カップルやLGBT差別禁止に関する法律はないというのが現状です。

国で法整備が進まない中、2015年には渋谷区と世田谷区でパートナーシップ宣誓制度がはじまりました。今では150近くの自治体が導入し、2022年には全人口の50%をカバーする見込みです。

北区では第六次アゼリアプランの「性の多様性の理解促進」に基づき、人権尊重の施策として、4月から「北区パートナーシップ宣誓制度」をいよいよ開始します!



2019年の東京レインボープライドにて

LGBTQ

LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー)のほかに、LGBTQやLGBTQ+、LGBTQIAという言葉もあります。うすいは便宜上、LGBTQという言葉を使用しますが、あらゆるセクシュアルマイノリティの総称として使っています。

クエスチョニング

SOGI(性的指向や性自認)を決められない、決まっていない、あえて決めないという人。

クィア

かつて英語圏で同性愛者への蔑称でしたが、現在はセクシュアルマイノリティ全てを包括する総称として肯定的に使われています。

パンセクシュアル

相手を好きになる際にセクシュアリティにとらわれないという人。

アセクシュアル

他者に対して性的欲求や恋愛感情を抱かない人。

DSD (Difference of sex development / インターセックス)

染色体や性腺などが非定型的な先天の状態。

Xジェンダー (ノンバイナリー)

性自認が中性(男性と女性の間)、両性(男性でもあり女性でもある)、無性(男性・女性どちらでもない)、不定性(流動的)という人。



LGBTQはどのくらいいるの?

日本で多いとされる姓、佐藤、田中、鈴木、高橋の4つを合わせても日本の全人口の約5%程度。それよりも多いと言われています。

発行

うすい愛子 事務所

〒115-0045 北区赤羽 2-43-3-301

TEL 070-1599-8655

MAIL aiko.usui.lt@gmail.com

HP <https://usuiako.com>

LGBTQ (SOGIE) の相談、人権相談、外国籍でお困りの方など...
お気軽にご連絡ください!

2022年4月～北区で パートナーシップ宣誓制度が始まります

日本では、同性カップルが異性カップルのように結婚できる法律がありません。

パートナーシップとは、同性カップルやLGBTQ当事者が含まれるカップルも家族として対応できるようにしていこう、という趣旨の制度です。各自治体で導入が進められています。

できるように
なること

区営住宅の入居

※LGBTQ当事者カップルのお子さんも含む

区職員の慶弔休暇

各種計画にLGBTQの視点が入る

今後の課題

民間住宅、医療機関での対応

傷病手当や災害見舞金の支給

不妊治療に対する支援

パートナーシップ制度は、国から法律で認められた「結婚」とは全くちがうものです。

しかし、同性カップルの存在を行政が認める意義は大きいです。

パートナーシップ制度の広がりや同性婚実現の後押しにつながります。北区でできたこの風穴を広げていくことがわたしたちの仕事だと思っています。

パートナーシップ制度≠結婚！ 結婚できないとなりが困るの？



相続できない

同性カップルは結婚ができないため、遺言がなければどんなに長く一緒に生活していたとしても全く相続できません。遺言があっても相続税の税額軽減を受けることができません。

外国人パートナーが日本で暮らす資格をもらえない

日本人と結婚している外国人は日本にいる資格をもらえますが、同性同士ではその資格がもらえません。仕事をしていれば日本にすることができますが、失業すると資格も失ってしまいます。同性同士では日本で安心して一緒にいることができません。

命にかかわるようなときそばにいられない

パートナーがケガや病気で意識不明になったとき、結婚していれば医師から話を聞くことができます。しかし、同性だと家族として扱ってもらえないことがあります。

親権者になれない

パートナーが産んだ子どもを親として育てていても親権者になれません。パートナーや子どもに何かがあったとき、法律上の親ではないため子どもと関われなくなる可能性があります。



パートナーシップ宣誓手続きは事前予約が必要です。

03-3913-0161

4月より電子申請ができます。詳しくはHPへ。

<https://www.city.kita.tokyo.jp/tayosei/partnership-sensei.html>

